

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

先程、産業振興課での質疑においてですね、出崎議員からの質問に対して、答弁を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長。

「副町長」

鶉ダムの関係で、厚沢部町の方が、町長の方が表明した水力発電の関係だけ。であるの、今、知り得るっていうか、わかっている範囲だけでしか、お答えできないことをご理解下さい。数年前にもそういった話は、実はあったのは事実でございますが、それ以降の両町での例えば協議だとか、そういう話はまず無かったのは現実でございます。

ただし、今言えるのは、鶉ダムの負担金が、厚沢部町さんが水力発電をこれからどのダムのどの場所に付けるのか、ちょっとわかりませんが、それで、我々の江差町の負担割合が変わるとかそういうことでは基本的には無いと思いますし、それから、鶉ダムから負担している状況というのは、まさしく田んぼに引く水の状況でございますので、これらの影響も基本的には無いという認識ではいると、以上でございます。よろしくをお願いします。

(議長)

以上で、産業振興課の答弁を終わります。

(議長)

改めて、再開いたします。

令和5年江差町各会計予算並びに関連議案について、質疑をすべて終了いたしました。

ので、これから各議案について、討論採決を行います。

討論採決は、条例先議であります。

(議長)

日程第2、議会（正：議案）案第17号、江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第17号、江差町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第3、議案第18号、江差町個人情報保護審査会条例の制定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第18号、江差町個人情報保護審査会条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第4、議案第19号、江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第19号、江差町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員が。全員であります。

よって、議案第19号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第5、議案第20号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における、選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第20号、江差町議会議員及び江差町長の選挙における、選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、あ、第6号、そうだね。日程第6号、議案第22号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第22号、江差町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、よって、議案第22号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第7、議案第23号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第32号、あ、議案第23号、江差町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第23号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第24号、江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第24号、江差町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第24号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第25号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第25号、江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、よって、よって、第10号、第10、議案第26号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、討論採決を行います。

本案については、を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直に採決いたします。

(議長)

議案第26号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第26号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第7号、令和5年度江差町一般会計予算より、討論を行い、まず、原案に賛成の方の、まず、原案に反対の発言を許します。

(議長)

反対いなんだよな。いない。うん。(事務局長：はい)

反対おりませんので、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

はい。飯田議員。

「飯田議員」(賛成討論)

そっちだか。演台だったか。(事務局長：演台なんですけど、ご用意していないので、自席の方でお願いします。)(議長：うん。すいません。その場でお願いします。)

それでは、私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

本予算につきましては、コロナ後を見据えた予算であると理解いたします。特に、財政調整基金から3億を繰入し、積極的な予算編成をしたことに対しましては、高く評価するものでございます。当町の一番の課題でございます人口減少、少子化に対応した子育て支援対策を手厚く予算編成したことも、これも高く評価するものでございます。

3年間、コロナ禍によって落ち込んだ経済対策、これを回復するために本年度の予算につきましては、当町の三大祭りに対しましても手厚く予算配分をしたことは、これがやがては、町内の景気回復に大きく資するものというふうに考えております。特に本年の大型事業であります、夏に着工しますコミュニティプラザえさしにつきましては、近隣の方が大変危惧をしておりました部分につきましては、一般質問の答弁により、地域の関係団体を交えた運営体制を取る。そういう部分で一定程度の近隣の方々の懸念は、払拭されたものと理解をしております。

教育関係の予算につきましても、江小の遊具の設置、これで学校全てが、小中学校完備する訳でございます。また、運動公園テニスコートの多目的化など、子どもに対する

投資は未来への投資であるという照井町長の施政方針にありますように、大変有意義なものであるというふうに考えております。

最後になりますが、北の江の島拠点施設につきましては、安全性の確保を最優先にして予算執行をすることを意見を付して、賛成の討論といたします。

議員各位におかれましては、賛成の賛同をよろしくお願い申し上げます。

(議長)

はい。他に討論希望ありますか。

「大門議員」

はい。

(「なし」の声)

(議長)

あ、大門議員。

「大門議員」

私も賛成の立場から討論いたします。

照井町長が政治公約として掲げた北の江の島構想では、子ども達が安心して遊べる室内施設を中核とした、町内外から多くの方々に訪れていただける人気スポットとなる道の駅と、道の駅を目指すとしており、江差町の中核拠点施設となるものと期待しております。

また、長年の懸案であった中心市街地の旧江光ビル跡地の新たな町民交流施設の基本設計なども含め、観光や集客の拠点となる施設設計は早期に取り組むべき施策であり、大いに期待するものです。

嬉しいニュースとして、先月、3年ぶりに江差港内でニシンの群来がありましたが、ニシンの繁栄が息づく町のストーリーで認定された日本遺産を活用した観光振興や、江差観光みらい機構と連携した体験観光、情報発信、地元商品の販路拡大にも期待を寄せるものがあります。

江差町の主要産業である一次産業においては、漁業の不振による水揚げの減少が響き、漁業者の収益の減少が危惧されておりますが、ナマコ、ウニの養殖やサケ海中飼育などの支援予算が計上されており、現在、継続されている江差港におけるニジマス養殖事業に対しても、今後の継続的な支援を期待するものです。獲る漁業から育てる漁業への転換を進めるなど、大いに評価するものです。

また、子育て世帯の住宅建設や購入に対する助成や、江差小学校複合遊具の設置、学校給食費無償化など、子育て世代が安心して生活できる環境づくりに対する支援策の充実を図っていくことと期待するものです。

これまでの町民や各種団体との対話や要望を踏まえ、限られた財源ではありますが、江差町が抱える諸課題の解決に向けた積極的な姿勢が見られる予算内容となっており、大いに評価するものでございます。

江差町の新たな魅力づくりと地域経済の活性化に向けた取組にご期待申し上げ、賛成の立場からの討論といたします。

各議員の賛同をよろしくお願い申し上げます、私の発言を終わります。

(議長)

他に、討論希望ありますか。

(「なし」の声)

(議長)

異議なし(正：討論なし)と認め、採決に移ります。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、令和5年度江差町一般会計予算について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(議長)

起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第8号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、討論採決を行います。

(議長)

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第8号、令和5年度江差町国民健康保険費特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第9号、令和5年(正:令和5年度)江差町後期高齢者医療特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第9号、令和5年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、原案のとおり可決されました。

(議長)

次に、日程第14、議案第10号、令和5年度江差町介護保険特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なしの声」)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第10号、令和5年度江差町介護保険特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第15、議案第11号、令和5年（正：令和5年度）江差町公共下水道事業特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第11号、令和5年度江差町公共下水道事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第12号、令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第12号、令和5年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第17、議案第13号、令和5年度江差町港湾整備事業特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第13号、令和5年(正:令和5年度)江差町港湾整備事業特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第18、議案第14号、令和5年度江差町奨学金特別会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第14号、令和5年度江差町奨学金特別会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第19、議案第15号、令和5年度江差町水道事業会計予算について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第15号、令和5年度江差町水道事業会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第16号、江差町財政調整基金の処分について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、財産の経年貸付について、(正：財産の減額貸付について)、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第28号、財産の減額貸付について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第28号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、議案第30号、指定管理者の指定について、討論採決を行います。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第30号、指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 15 : 44

※除斥事項のため、議長退席

再開 15 : 44

※萩原副議長登壇

(副議長)

休憩を閉じて再開いたします。

(副議長)

日程第23号(正:第23)、議案第31号、指定管理者の指定について、討論採決を行います。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(副議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(副議長)

議案第31号、指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(副議長)

挙手全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

(副議長)

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 15 : 46

※除斥事項のため、萩原副議長退席

再開 15 : 46

※議長登壇

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

(議長)

日程第24、議案第32号、指定管理者の指定について、討論採決を行います。
お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第32号、指定管理者の指定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 15 : 46

※萩原副議長着席